

事務連絡
令和2年9月18日

各正会員 事務局責任者様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢

廃棄物処理施設における各種税制優遇制度について(周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会が実施した廃棄物処理施設において利用可能な各種税制優遇制度(以下、「各種支援制度」といいます。)の利用状況調査におきまして、事業者及び事業者の担当税理士が各種支援制度を認知していない場合があることが明らかになりました。

そこで環境省は、この度、各種支援制度を周知するためのチラシ(別紙)を作成いたしました。

当連合会におきましても、このチラシを利用して産業廃棄物処理事業者の皆様に周知することといたしました。

つきましては、貴職におかれましても、別紙チラシをご利用いただき、貴協会傘下の会員のうち最終処分場を設置する事業者等を中心に各種支援制度を周知くださいますようお願い申し上げます。

チラシは電子データでお送りいたしますが、下記の当連合会ホームページからもダウンロードすることができます。

(担当 調査部 東)

記

【送付書類】

別紙_周知用チラシ

【チラシの掲載場所】

URL:<https://www.zensanpairen.or.jp/politic/>(当連合会 HP の「行政からのお知らせ一覧」)

以上

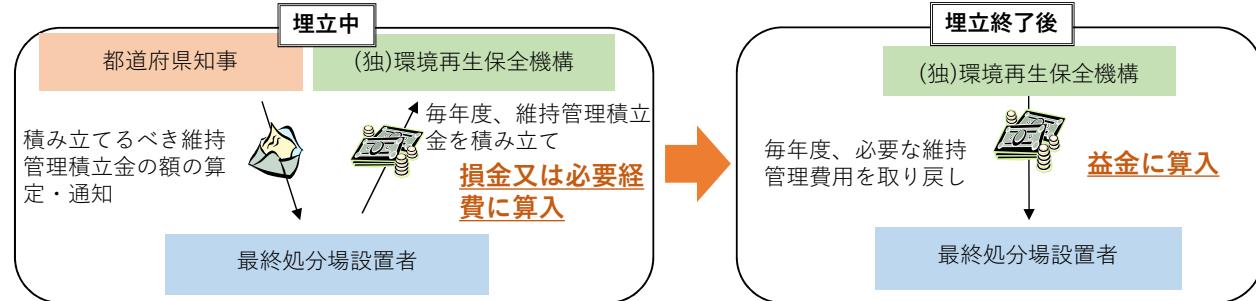
最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置 (法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

対象：一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場（埋立期間中）

特例制度の概要

維持管理積金の積み立て時に、積立金を損金又は必要経費に算入することができます

本件特例措置の申請においては法人税申告書のほか、「適用額明細書」の提出も必要です。



制度の変更

令和2年度税制大綱により、損金算入可能な限度額が変わります。

2020年3月31日まで 都道府県知事による通知額の 100%

2020年4月1日から 都道府県知事による通知額の 60%

申請手続きの詳細については全国産業資源循環連合会の「特定災害防止準備金(維持管理積立金)制度の税務手続きに関する手引き」をご参照ください。

※今年度からの限度額変更については、年内に本手引きにも反映し、会員企業に配布予定です。

https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/ijikanri_tebiki.pdf



廃棄物処理業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置 (軽油引取税)

対象：一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分場（埋立期間中）

特例制度の主旨

最終処分場は、埋立処分終了後も環境汚染の危険性がなくなるまでは、事業者は引き続き維持管理をする義務を負うこととなります。これについて、埋立て開始から廃止まで、廃棄物の適正な処理及び最終処分場の適切な維持管理を確保するためにも、事業者の経済的な負担を軽減することを主旨としています。

特例制度の概要

最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税について、課税免除となります。

対象となる機械については、例えばブルドーザーやパワーショベルなどが考えられます。



<ブルドーザー>

軽油引取税が免除



<パワーショベル>

※画像はイメージです

◆申請は各自治体作成の手引書などに記載の所定の手続きに則り、適切に行ってください。

制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。

公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

対象：PCB廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理施設

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

PCB廃棄物処理施設

1／3

※どちらも対象は都道府県知事の
許可施設及び大臣認定施設

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物処理施設

1／2



制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。

公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

対象：一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

一般廃棄物の最終処分場

2／3

※どちらも廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第8条第1項の許可に
係る施設

ごみ処理施設

1／2



制度についてのご質問は、設置許可を受けた都道府県等又は環境省までお問合せ下さい。